

Y5 福

# 原発再稼働地元自治体同意

# 立地に限定「妥当」2割

## 30<sup>+</sup>圏調査

原発再稼働の地元同意手続  
きについて、対象を九州電力  
川内原発の立地自治体の鹿児島  
島県と薩摩川内市に限定した  
「川内方式」を「妥当」とし  
たのは、全国の原発の半径30<sup>+</sup>  
圏に入る160自治体のうち、  
約2割の35自治体にとど  
まるのが4日、共同通信の

アンケートで分かった。  
政府は他の原発の手続きも  
「川内原発の対応が基本的  
（管轄偉官房長官）としてい  
るが、3割強の55自治体が「妥  
当でない」と回答。立地以外  
の自治体も事故時に被害が及  
ぶ恐れがあり、同意手続きに  
加われないことへの不満が強

いことが浮き彫りになった。  
同意を求める地元の範囲  
も、事故時の避難計画を策定  
する必要がある「30<sup>+</sup>圏の自  
治体」（42自治体）との回答  
が「立地自治体のみ」（29自  
治体）を上回った。  
また原子力規制委員会の審  
査に合格した原発の再稼働に

原発の再稼働問題 2012年秋に発足した原子力規制委員会が福島事故を教訓に、  
過酷事故対策を義務付けるなどした規制基準を策定。新基準に基づく規制委の審査合格が  
再稼働の前提になるが、13年夏の基準施行後、電力各社は14原発21基の審査を申請。九州  
電力川内1、2号機が14年9月、全国の原発で初めて審査に合格した。地元の同意手続き  
も終え、今春以降の再稼働が見込まれる。関西電力高浜3、4号機も14年12月、審査に事  
実上合格。九電玄海3、4号機や四国電力伊方3号機なども続いている。

「確認する」と「条件付  
き」で容認する」は計36自治体  
と約2割にとどまった。  
川内方式について「妥当」  
は16自治体、「どちらかとい  
えば妥当が19自治体に対し、  
「妥当でない」が33自治体、  
「どちらかといえば妥当」でな  
い」は22自治体だった。

続きが難航する可能性がある。  
川内に次いで再稼働に向け  
た手続きが進む関西電力高浜  
原発の30<sup>+</sup>圏に入る滋賀県は  
「妥当でない」を選択。「30<sup>+</sup>  
圏に一部でも入る自治体に  
は同意を求めるべきだ」と指  
摘した。  
一方、関西電力美浜原発がある  
美浜町は「妥当」とした上で  
「住民の理解など問題を解決  
しながら原子力に貢献してき

たのは立地市町と県」と強調。  
評価を避けた自治体も多く  
「分からない」「その他・無  
回答」が計70自治体だった。  
福井県内の四つの原発の30<sup>+</sup>  
圏に入る27自治体では「妥  
当」は4自治体、「妥当でない」  
が6自治体。立地の美浜、高  
浜、おおい町は「妥当」と回答。  
福井市、南越前町は「どちらか  
といえば妥当」、越前町がど  
ちらかかといえば妥当ではな

いと答えた。「妥当でない」の  
6自治体は滋賀県、長浜市、京  
都市、綾部市、宮津市、南丹市  
だった。また、同意を求める地  
元の範囲は「立地自治体のみ」  
が7自治体、「30<sup>+</sup>圏自治体」  
が8自治体だった。  
川内原発の地元同意は、薩摩  
川内市議会、市長、鹿児島県議  
会知事の順で了承。手続きは  
比較的順調に進み、今春以降  
の再稼働が見込まれる。アン  
ケートは昨年11月の鹿児島県  
知事の同意表明後、年末にか  
けて実施。建設中の電源開発  
大間原発（青森県）も含め、各  
原発の30<sup>+</sup>圏に入る21道府県  
と139市町村を対象にした。